

令和 6 年度立山町ひとり親家庭等学習支援事業業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要綱

1. 目的

立山町では、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等及び不登校児童などこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援を行うことにより、ひとり親家庭や低所得世帯等のこどもの生活の向上を図ることを目的として学習支援事業を実施する。

本業務受託者の選定は、公募型プロポーザル方式で実施し、提案業者の知見、技能及び経験等を見極め、本業務に最も適した業者を選定する。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和 6 年度立山町ひとり親家庭等学習支援事業業務委託

(2) 業務の内容

「令和 6 年度立山町ひとり親家庭等学習支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 事業の実施期間

令和 6 年 9 月から令和 7 年 3 月まで（7 箇月）

(5) 契約限度額

960,000 円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

3. 委託契約に関する事項

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(2) 契約候補者の選定方法

- ・企画提案書を募集し、その内容について書類審査を行い、本業務に最も適した提案を行ったと認められる事業者を契約候補者として選定する。
- ・評価点は、採点者の合計点数をもって全体の評価点とする。評価点の合計が一番高く、技術的に最適な者を契約候補者として選定する。なお、評価点が同点数の場合は、ヒアリングを行い、契約候補者を選定する。
- ・参加申込者が 1 者の場合であっても書類審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められるときは、その事業者を契約候補者とする。
- ・本業務については原則仕様書のとおりとするが、企画提案書の内容により本業務の目的達成のための調整が必要と認められた場合は、契約候補者と協議の上、仕様書の内容を変更することがある。
- ・契約候補者と協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点の提案者を契約候補者とし、契約の締結について協議することとする。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 立山町財務規則（昭和 59 年立山町規則第 2 号）第 137 条に規定する立山町指名競争入札参加資格者名簿に登録されたものであること。なお、参加申出書提出時点で当該名簿登載者でない者は、参加申出書提出前に入札参加資格審査申請を行うこと。
- (2) 本プロポーザルの公募開始の日から契約締結の日までの間、立山町の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (3) 提案内容を確実に遂行できる体制を有すること。
- (4) 対面又はオンラインにより行う打合せに、常時参加できる体制を整えていること。
- (5) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (6) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
- (10) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること。
 - イ 暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること。

5. スケジュール（※変更となる場合あり）

項 目	日 程
公募実施要綱の公表	令和 6 年 7 月 19 日（金）
プロポーザル参加申込書提出締切日	令和 6 年 8 月 1 日（木）
実施内容に関する質問締切日	令和 6 年 8 月 1 日（木）
質問に対する回答日	令和 6 年 8 月 6 日（火）
企画提案書等の提出締切日	令和 6 年 8 月 16 日（金）
審査及び審査結果通知・公表	令和 6 年 8 月下旬
業務委託契約の締結	令和 6 年 8 月下旬

6. 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル参加申込書（様式第1号）を提出すること。

（1）提出方法

電子メール

（2）提出先

富山県立山町教育課（「11. 提出・問合せ先」を参照）

（3）提出期限

令和6年8月1日（木）午後5時（必着）

送信後に立山町教育課（「11. 提出・問合せ先」を参照）へ電話連絡すること。

（4）その他

本プロポーザルの参加申込後に参加を辞退する場合は、令和6年8月16日（金）午後5時までに辞退届（様式第6号）を提出すること。

7. 質問書の提出及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（様式第2号）を提出すること。

なお、電話及び口頭による質問は一切受け付けない。

（1）提出方法

電子メール

（2）提出先

富山県立山町教育課（「11. 提出・問合せ先」を参照）

（3）提出期限

令和6年8月1日（木）午後5時（必着）

（4）回答

受け付けた質問に対する回答は、令和6年8月6日（火）までに立山町ホームページに掲載する。

（5）その他

以下の質問については、受け付けない。

ア 他の応募者に関する質問

イ 審査員に関する質問

ウ その他、本プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

8. 企画提案書の提出

本プロポーザル参加者は、下記により企画提案書等を提出すること。

（1）提出期限

令和6年8月16日（金）午後5時（必着）

（2）提出書類

以下アからカの順に綴じ、正本1部、副本3部を提出すること。

ア 企画提案書（任意様式）

・仕様書を踏まえ、業務の具体的な内容について企画提案すること。

・提案にあたっては、手法や内容を工夫して記載すること。

・用紙サイズはA4版片面30枚以内とし、文字サイズは12ポイント以上とすること。

イ 会社概要書（様式第3号）

ウ 業務実績調書（様式第4号）

エ 実施体制書（様式第5号）

オ 業務工程表（任意様式）

- ・仕様書に基づき、想定されるスケジュールを示すこと。

カ 見積書（任意様式）

- ・上記「2（4）契約限度額」の範囲内において、仕様書に記載されている業務を行うために必要な全ての経費（消費税及び地方消費税を含む）を算出し、積算の内訳を示した見積書を作成すること。

（3）提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は簡易書留や配達記録等追跡記録ができる手段によること。

（4）提出先

富山県立山町教育課（「11. 提出・問合せ先」を参照）

（5）その他

ア 提案は、参加者1者につき1案とする。

イ 次に掲げる場合については提案を無効とする。

- ・所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
ただし、参加者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- ・審査関係者に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合
- ・本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- ・提出書類に不備、未記入又は虚偽の記載がある場合
- ・そのほか提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

ウ 本プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担とし、提出された企画提案書は返却しない。

エ 提出期限後の提出書類の追加、修正及び変更等は認めない。

オ 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではない

カ 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9. 選定

（1）書類審査

ア 審査の概要

- ① 提出された企画提案書等を審査し、評価点を付ける。
- ② 審査に際し不明な点が生じた場合は、個別に質問を行うことがある。
- ③ 審査は非公開とする。

イ 審査項目及び配点

「9（2）審査基準」のとおり

ウ 審査結果の通知

- ① 審査の結果は、審査終了後に参加者全員に書面により通知する。
- ② 決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには一切応じないものとする。

(2) 審査基準

審査項目	主な審査内容	配点
1. 実施体制	確実に業務を遂行できる実施体制になっているか	5 点
	事業実施にあたり、担当者の役割が明確であるか	5 点
	類似事業で良好な実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分生すことが期待できるか。	5 点
	スキルと経験を持つスタッフがいるか。	5 点
	個人情報の管理体制は整っているか。	5 点
2. 本事業に対する認識・課題の把握	母子家庭等ひとり親家庭及び生活困窮家庭並びに不登校児の背景を的確に見極め、学習支援等を実施するにあたっての課題やニーズなどを把握したうえで事業を遂行できるか。	15 点
3. 企画内容	提案内容が、計画性、具体性及び妥当性並びに実施の可能性を伴ったものであるか。	10 点
	学習支援等を実施する際、利用者の安全や安心に配慮したものになっているか。	10 点
	児童のレベルに合わせた学習支援を提供し、利用者個々の学習習慣や生活習慣の確立に向けた支援を提供できる内容となっているか。	10 点
	事業の実績や効果、課題等を分析し、評価することができるか。	10 点
4. 費用の積算	10×提案者中の最低見積価格/見積価格	10 点
5. 自由提案	仕様書以外に応募者より独自の提案があった業務実施について、実現可能性があり、対象者へのさらなる効果が規定できるものか。	10 点
総計		100 点

(3) その他

書類審査で同点の場合、ヒアリングを実施する。※詳細は該当者のみ通知する。

10. その他

- (1) 提出書類の様式は、富山県立山町ホームページからダウンロードすること。
- (2) 提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、本業務プロポーザル実施要綱等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ町と協議し、町が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができる。
- (4) 受託者の企画提案書及び業務委託の成果品は立山町に帰属するものとする。
- (5) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等は、立山町の指示に従うこと。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、立山町情報公開条例（平成10年条例第23号）に基づき、企画提案書を公開することがある。

- (7) 審査の結果、いずれの提案も本実施要綱で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。

11. 提出・問合せ先

〒930-0292

富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地

立山町教育課生涯学習係

TEL : 076-462-9982

E-mail : kyouiku@town.tateyama.toyama.jp

※受付時間は午前 9 時～正午、午後 1 時～5 時まで（土日・祝日を除く。）